

## 五・事業立上げ時点の未同意者に対する補償等が自己破綻の重大な要因

十六人の再開発事業への未同意者のうち十三人が、「出口グループ」と呼ばれました。未同意者グループに賛成に回つてもらうため、立ち退きなどに必要な経費であったとはいえ、財源の見通しもな

いままに、対策費として約二十六億円を使っています。これが、いわゆる「西川文書」の資金不足金約二十六億円です。

残りの三人については、一部の補償費内容と権利変換額に同意しないという権利者で、アルネの床の権利の買収と代替地に係る経費などの負担によって、約三億円が使われており、旧株大黒屋などに代表されるような代替地の代替地取得などに約七億円を要したことから、結局、総額で三十六億円に及ぶ計画外の多額な費用が、未同意者対策のために必要になりましたと言えます。この約三十六億円が最後まで調整できなかつたため、本市の再開発事業は、実質的な破綻となつたものと断言できると思います。

このような「あの手この手」を駆使して、定款に定めのない用途に資金を使つてまで「再開発事業の未同意者」を説得して事業を推進してきた取引のやり方にみられるような処理が、平成六年の秋頃から平成八年にわたつて隨時行われていることが分かつています。

特別委員会において、中央街区組合役員やデベロッパー、コンサルタント、行政の担当者を参考人として招致し、再三にわたり事実関係の調査を行つてまいりましたが、最終的に誰が提案し、誰が決めたのか、不透明のままであります。しかし、こうした取引に関わつた多くの当事者は、本来厳しく措置されるべきであつたと指摘しております。

(一〇一区画床について)  
(特別委員会の見解)

これらの調査活動から振り返つて見ると、中央街区事業はスタート時点の「再開発事業に同意しない権利者」への対策費約三十六億円で、既に事業収支のバランスが大きく崩れていたことになり、組合幹部、デベロッパー、コンサルタントは当然のことですが、行政側も今日の事態が当時から分かつていたはずである、と厳しく指摘しております。

私たち特別委員会及び市議会は、この

万円となります。このような買収は無謀であることは、再開発事業の専門知識が全くなくとも、誰でも分かるはずです。

この一〇一区画床は、将来的に津山街づくり(株)へ約二十六億円以上で取得せらる狙いであります。そして、熊谷組との当時の合意に基づいて、この一〇一区画床を含めた、権利者の建物部分を津山街づくり(株)が取得するために、リノベーション補助金約十五億円の公的支援が行われたものです。